

水戸市国民保護計画の見直しの概要について

1 趣旨等

市国民保護計画は、弾道ミサイル攻撃や爆弾テロなどの武力攻撃事態等から市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるよう、国民保護法第35条第1項の規定により、国が定める基本指針や県国民保護計画に基づき作成するものである。

具体的には、避難、救援、武力攻撃災害への対処を三つの柱として、市の責務や役割、市民の皆様への啓発等について定めている。

本市では、平成19年3月に「水戸市国民保護計画」を策定しており、このたび、国際的な安全保障を取り巻く環境が不安定さを増していく中で、対策強化を図るため、国の基本指針や茨城県国民保護計画の変更等を踏まえて見直しを行う。

なお、市国民保護計画に定めのない事項については、市地域防災計画を準用して行うこととしている。

2 主な改定内容等

	主な内容	ページ
1	<p>国民保護に関する市の姿勢、考え方等について</p> <p>最近の国際情勢等を踏まえ、国民保護に関する市の姿勢、考え方等を計画の「はじめに」に序論として明記した。</p>	表紙の裏面
2	<p>国民保護における法制度の成り立ち等について</p> <p>武力攻撃等に備えた対策は、幅広い分野にわたっていることから、法制度の成り立ち等を踏まえ、国民保護法に基づく措置の位置付けを明記した。</p>	P 1～P 3
3	<p>即応体制の構築について</p> <p>多数の死傷者の発生や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合、当初は、その被害の原因が明らかではないことも想定される。</p> <p>市は、その場合であっても（武力攻撃事態等の認定前であっても）、住民の生命、身体及び財産の保護のため、即応体制を構築することを明記した。</p>	P 8
4	<p>避難施設の指定に当たっての留意事項及び避難施設に関する住民への周知内容について</p> <p>国民保護対策における避難施設の指定は、県が行うこととなっており、市は、避難施設の確保に向け、必要な情報の提供や施設との調整を行う。このような連携した対応を推進するため、県の計画で定められている留意事項を追記した。</p> <p>また、市民の皆様への避難施設に関する啓発については、施設の情報に加えて、弾道ミサイルが飛来する可能性のある場合等の緊急時の対応については、避難施設にとらわれず、近くの建物等への退避による身を守る行動についても啓発することを追記した。</p>	P 39

5	備蓄対策の強化について 高齢者，障害者，乳幼児など多様な市民ニーズに配慮すること，搬送体制を強化することを明記した。	P 41
6	警報の伝達対策の強化について 市は，武力攻撃事態等において，警報の内容を迅速かつ的確に市民の皆様に伝達するため，災害対策において強化している情報伝達手段などあらゆる媒体を活用することを追記した。	P 58

※改定内容の詳細については，改定箇所一覧（資料②）及び市計画見直し（案）（資料③（改定部分を網掛け））のとおりである。

また，名称変更をはじめとする語句の整理等については，改定一覧表等への記載を省略している。

3 今後のスケジュール

令和5年2月3日	関係課長会議
2月22日	庁内の調整会議
3月24日	市国民保護協議会①
4月	意見公募手続き
5月	市国民保護協議会②（意見公募手続きにおいて，修正がない場合は省略）
6月	県知事への報告
7月	市議会への報告

4 参考

（本市のこれまでの主な取組）

- ・平成19年 3月 市国民保護計画の策定
- ・平成23年 1月 国と連携した国民保護実働訓練の実施
- ・平成26年11月 市国民保護計画に基づく，避難実施要領のパターン策定（想定：爆破事案）
- ・平成30年 2月 市国民保護計画に基づく，避難実施要領のパターン策定（想定：ミサイル着弾事案）